

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）施行経費に係る地方財政措置について

平成20年4月4日
総 務 省

医療制度改革の一環として、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援を講じる。

平成20年度事業費 3,800億円程度

(1) 保険基盤安定制度（2,400億円程度）

後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れる。

【地方単独事業（都道府県 3/4、市町村 1/4）】

(2) 高額医療費等負担金（1,220億円程度）

① 高額医療費負担金（900億円程度）

レセプト1件あたり80万円を超える高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスク緩和を図る。

【国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2】

② 財政安定化基金（300億円程度）

保険料未納や給付リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置し、リスクを軽減する。

【国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3】

③ 不均一保険料助成（15億円程度）

医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、不均一の保険料を設定する。

【国 1/2、都道府県 1/2】

(3) 広域連合への分担経費（150億円程度）

事務所運営費、システム機器リース経費、被保険者証作成経費等、広域連合への分担経費 ※広報啓発経費含む。

【地方単独事業（市町村）】

(4) 施行事務経費（20億円程度）

① 納付書作成経費（印刷製本費・通信運搬費）（19億円程度）

【地方単独事業（市町村）】

② 後期高齢者医療審査委員会経費（旅費等）（1億円程度）

【地方単独事業（都道府県）】